

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

- B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）※2
- B.1.351系統の変異株（ベータ株）
- P.1系統の変異株（ガンマ株）
- B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株

- R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明
- B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）
- P.3系統の変異株（シータ株）
- B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	1.32倍と推定※ (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※ (入院・死亡リスクが高い 可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
B.1.617.2系統 の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	L452R	高い可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。
 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典)国立感染症研究所、WHO

新型コロナウイルスの注目すべき変異株（VOI）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	概要
R.1系統の変異株 (E484Kがある変異株)	-	E484K	<ul style="list-style-type: none"> 国内で海外から移入したとみられるが起源不明 感染性に影響を与える可能性がある変異は認められない 現在日本で使用されているワクチンの効果を完全に無効化するものとは考えにくい 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.427/B.1.429系 統の変異株 (イプシロン株)	2020年5月 米国	L452R	<ul style="list-style-type: none"> 2割程度の感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
P.3系統の変異株 (シータ株)	2021年1月 フィリピン	N501Y E484K	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加とワクチンの効果を弱める可能性が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.617.1系統の変 異株 (カッパ株)	2020年10月 インド	L452R E484Q	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。

※PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析

累積:50,978 (6/14時点) (+1,259) 括弧内は6/7時点比

都道府県別・空港等検疫の累積：北海道1,810、青森県87、岩手県363、宮城県1,396、秋田県182、山形県133、福島県935、茨城県1,446、栃木県1,188、群馬県702、埼玉県2,957、千葉県2,104、東京都822、神奈川県2,176、新潟県834、富山県485、石川県910、福井県545、山梨県280、長野県938、岐阜県281、静岡県848、愛知県572、三重県1,069、滋賀県722、京都府1,383、大阪府2,112、兵庫県6,370、奈良県827、和歌山県1,048、鳥取県226、島根県225、岡山県430、広島県1,267、山口県777、徳島県169、香川県376、愛媛県235、高知県274、福岡県4,565、佐賀県459、長崎県542、熊本県795、大分県894、宮崎県254、鹿児島県1,068、沖縄県1,571、空港等検疫1,326

国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOC, VOI

(系統のみを特定できたものも含む) (6/14時点) 括弧内は6/7時点比

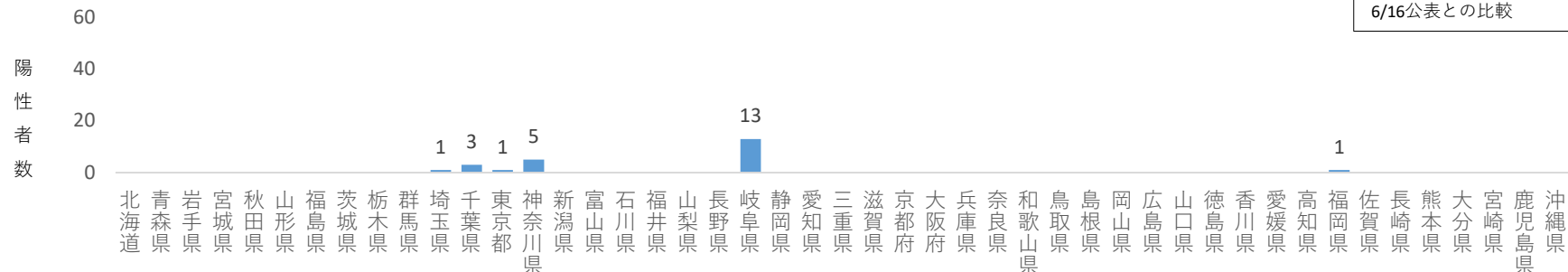
- B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株) :国内19,453例(+2,415)、検疫303例 (+9)
- B.1.351系統の変異株 (ベータ株) :国内27例(+0)、検疫71例(+1)
- P.1系統の変異株 (ガンマ株) :国内88例(+2)、検疫20例(+0)
- B.1.617.2系統の変異株(デルタ株) :国内132例、検疫190例
- R.1系統の変異株(E484Kがある変異株) :国内6,770例(+360)、検疫4例(+0)
- B.1.427/B.1.429系統の変異株 (イプシロン株) :国内1例(+0)、検疫25例(+0)
- B.1.617.1系統の変異株(カッパ株) :国内7例、検疫20例
- P.3系統の変異株 (シータ株) :国内0例、検疫7例(+0)

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。
注) デルタ株、カッパ株は厚生労働省において追記。

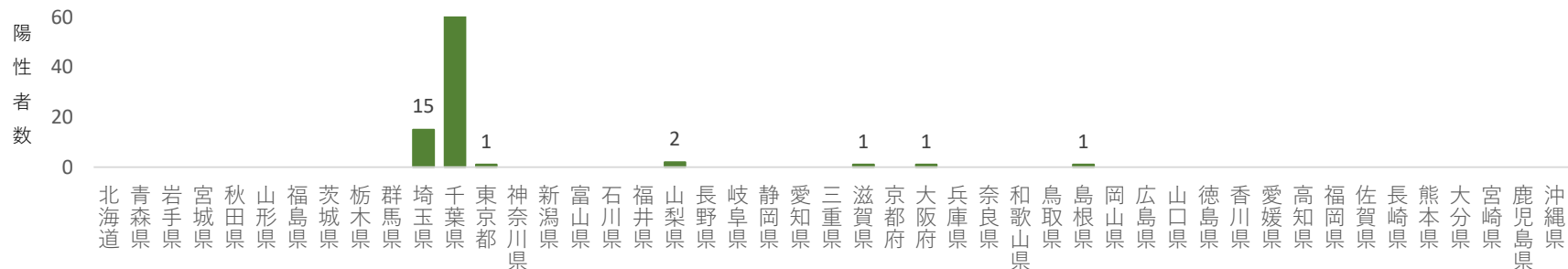
都道府県別の懸念される変異株の事例数(ゲノム解析) (HER-SYS)

B.1.351系統の変異株 (ベータ株) 国内事例 n=24 (+0) ※1

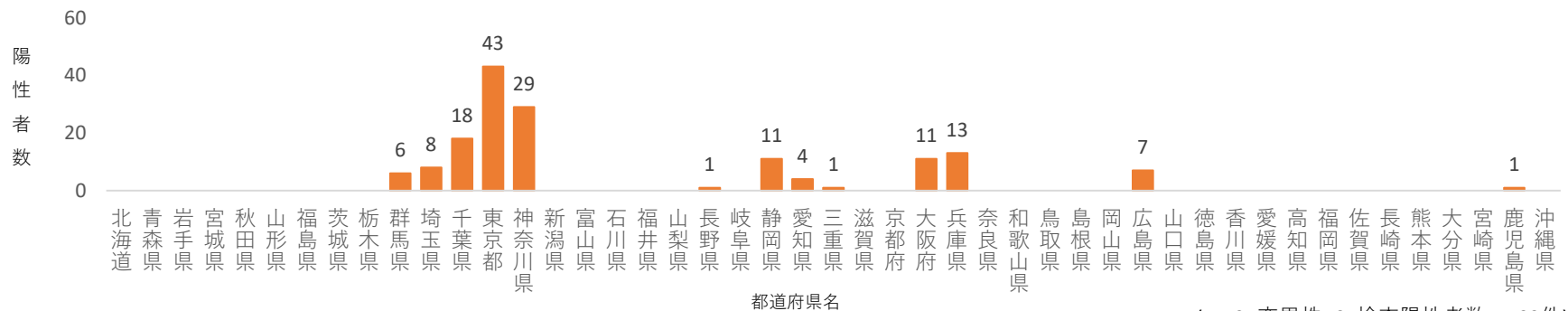
2021/6/21時点、
国内事例の括弧内の数字は、
6/16公表との比較



P.1系統の変異株 (ガンマ株) 国内事例 n=82 (+2) ※1



B.1.617系統の変異株 (デルタ株等) 国内事例 n=153 (+36) ※1,2



(L452R変異株PCR検査陽性者数 433件)

※1. 国内事例は、6月21日までにHER-SYSで把握した累計を計上しており、自治体で公表された数字とは異なる可能性がある。また、ゲノム解析の国内事例数には、自治体等（地方衛生研究所・大学等）でゲノム確定した数が含まれる。公表後にHER-SYS上で事例削除・変更等された事例があることから、先週との事例数の差分については、負の数となっている場合がある。

※2. B.1.617系統の変異株(デルタ株等) にはB.1.617.3系統やB.1.617.1系統の変異株(カッパ株)が含まれていることに注意。 B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)の事例数は精査中です。

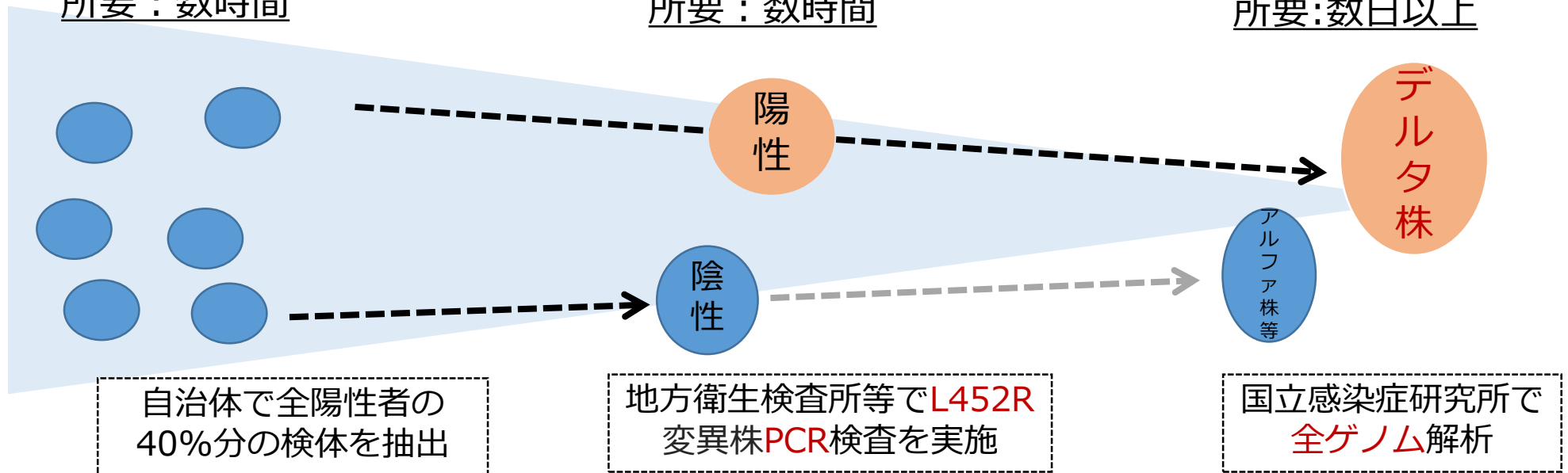
B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の監視体制

- 5/28、国委託の一部民間検査機関で（デルタ株の主要変異である）L452R変異を検出するPCR検査（L452R変異株PCR検査）を用いたスクリーニングを先行的に実施。
- 6/4、全ての都道府県に対し、L452R変異株スクリーニングを全陽性者の約4割の実施割合を目指して実施するよう要請（現在、全ての都道府県でL452R変異株スクリーニングを実施）。変異株事例が確認された場合には、検査や積極的疫学調査を強化して、感染拡大防止に取り組む。

新型コロナ患者
検査法：PCR検査
所要：数時間

L452R変異の患者※
検査法：L452R変異株PCR検査
所要：数時間

デルタ株の患者※
検査法：全ゲノム解析
所要：数日以上



※ L452R変異があるカッパ株、イプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性がある

L452R変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）速報値

6/7-6/13	新規陽性者数	合計（①+②）		①自治体				②民間検査機関			
		実施率	陽性率	実施件数	陽性者数	実施率	陽性率	実施件数	陽性者数	実施率	陽性率
北海道	980	23%	0%	224	0	23%	0%	6	0	1%	0%
埼玉県	593	18%	0%	21	0	4%	0%	88	0	15%	0%
千葉県	654	23%	9%	113	12	17%	11%	38	2	6%	5%
東京都	2,689	21%	4%	49	9	2%	18%	504	15	19%	3%
神奈川	1,380	12%	10%	94	13	7%	14%	74	3	5%	4%
愛知県	1,059	49%	3%	388	10	37%	3%	129	5	12%	4%
京都府	246	16%	0%	15	0	6%	0%	25	0	10%	0%
大阪府	919	23%	5%	187	10	20%	5%	26	1	3%	4%
兵庫県	312	38%	9%	113	11	36%	10%	5	0	2%	0%
福岡県	334	31%	0%	87	0	26%	0%	17	0	5%	0%
沖縄県	1,009	36%	0%	200	0	20%	0%	164	0	16%	0%
全国	12,688	27%	3%	2,295	74	18%	3%	1,179	34	9%	3%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 一部の都道府県ではN501Y変異株PCR検査が陰性だった検体に対して、L452R変異株PCR検査を実施。※4 L452R変異があるイプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性や一部検体を対象に実施したものであり、地域の感染状況の評価には注意が必要。

変異株スクリーニング検査の実施状況 (6/7-6/13) 速報値 2021/6/22時点

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1	北海道	980	230	0	0
2	青森県	31	2	0	0
3	岩手県	88	1	0	0
4	宮城県	56	27	0	0
5	秋田県	3	2	0	0
6	山形県	11	0	0	0
7	福島県	71	25	0	0
8	茨城県	210	3	0	0
9	栃木県	184	44	0	0
10	群馬県	64	24	13	54
11	埼玉県	593	109	0	0
12	千葉県	654	151	14	9
13	東京都	2,689	553	24	4
14	神奈川県	1,380	168	16	10
15	新潟県	65	31	0	0
16	富山県	37	31	0	0
17	石川県	37	4	0	0
18	福井県	9	0	0	0
19	山梨県	169	146	0	0
20	長野県	59	22	0	0
21	岐阜県	157	0	0	0
22	静岡県	224	90	3	3
23	愛知県	1,059	517	15	3
24	三重県	98	51	0	0

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
25	滋賀県	111	102	0	0
26	京都府	246	40	0	0
27	大阪府	919	213	11	5
28	兵庫県	312	118	11	9
29	奈良県	67	5	1	20
30	和歌山県	16	10	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	5	4	0	0
33	岡山県	74	0	0	0
34	広島県	221	38	0	0
35	山口県	72	47	0	0
36	徳島県	10	26	0	0
37	香川県	28	13	0	0
38	愛媛県	10	9	0	0
39	高知県	61	1	0	0
40	福岡県	334	104	0	0
41	佐賀県	10	0	0	0
42	長崎県	71	11	0	0
43	熊本県	55	23	0	0
44	大分県	28	23	0	0
45	宮崎県	14	16	0	0
46	鹿児島県	87	76	0	0
47	沖縄県	1,009	364	0	0
	全国	12,688	3,474	108	3%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 一部の都道府県では、N501Y変異株PCR検査が陰性だった検体に対して、L452R変異株PCR検査を実施している。※4 L452R変異があるイプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性や一部検体を対象に実施したものであり、地域の感染状況を評価するには注意が必要である。

Table with columns for prefecture, testing period (5/17-5/23, 5/24-5/30, 5/31-6/6, 6/7-6/13), and various sub-categories of PCR tests and positive rates. Includes a national total row at the bottom.

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。
※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況の評価するには注意が必要である。
※4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの。

B. 1. 617 系統の変異株（デルタ株等）に対する水際強化措置
（変異株 B. 1. 617 指定国・地域について）
（要旨）

令和 3 年 6 月 21 日

1. 以下の 9 か国・地域を「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定し、これらの国・地域に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

- （1）アラブ首長国連邦
- （2）エストニア
- （3）キルギス
- （4）スウェーデン
- （5）ブラジル（パラナ州）
- （6）米国（アーカンソー州）
- （7）ペルー
- （8）ポルトガル
- （9）南アフリカ共和国

2. 上記の 9 の国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、令和 3 年 6 月 24 日午前 0 時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

（注）アラブ首長国連邦、エストニア、スウェーデン、ブラジル（パラナ州）、ペルー、南アフリカ共和国は変異株流行国・地域として、すでに上記 2. と同様の水際強化措置の対象。

3. 以下の「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

- （1）米国（アイオワ州、コネチカット州、ニューヨーク州、ロードアイランド州）

4. 米国（3.（1）に指定する州に限る）からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 6 月 24 日午前 0 時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととし、入国後 14 日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（14）」（令和3年5月25日）（以下「措置（14）」という。）及び「水際対策強化に係る新たな措置（13）」（令和3年5月18日）（以下「措置（13）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（13）の1に基づく措置の対象国・地域（下記2、3及び4の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、ギリシャ、フランス、ヨルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時
カザフスタン、チュニジア、デンマーク	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時
タイ、米国(アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オレゴン州、ヨネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバダ州、メイン州、モンタナ州、ロードアイランド州)、ドイツ	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時
米国(カンザス州、ケンタッキー州、ミシ	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前0時

シッピ州、ルイジアナ州、ワシントン州)、ベルギー、ラトビア		
アラブ首長国連邦、エストニア、キルギス、スウェーデン、ブラジル(パラナ州)、米国(アーカンソー州)、ペルー、ポルトガル、南アフリカ共和国	令和3年6月21日	令和3年6月24日午前0時

※ 米国(アイオワ州、コネチカット州、ニューヨーク州、ロードアイランド州)については令和3年6月1日付けで変異株 B.1.617 指定国・地域に指定していたところ、この指定を解除することとし、令和3年6月24日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

2. 措置(13)の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域(下記3及び4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
ベトナム、マレーシア	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時
英国	令和3年6月4日	令和3年6月7日午前0時 (上記日時までは、措置(13)の1に基づく措置を実施。)
エジプト	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前0時

3. 措置(13)の1及び2に基づく措置の対象国・地域(下記4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	2の後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
バングラデシュ	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前0時(上記日時までは、措置(14)に基づく措置を実施。)	令和3年6月13日午前0時(上記日時までは、措置(14)に基づく措置を実施。)

4. 措置(14)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	前段に基づく措置の	後段に基づく措置の実施開始
------	-----	-----------	---------------

		実施開始日時(日本時間)	日時(日本時間)
インド、スリランカ、 ネパール、パキスタ ン、モルディブ	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前 0時 (上記日時までは、措置 (13)の2の前段に基 づく措置を実施。)	令和3年5月27日午前0 時 (上記日時までは、措置(1 3)の2の後段に基づく措 置を実施。)
アフガニスタン	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前 0時	令和3年6月3日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（１３）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

参考

令和３年５月１８日

1. インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
2. 上記 1 に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
3. 検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
4. 日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注 1）上記 1 及び 2 に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和 3 年 2 月 2 日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注 2）上記 2 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１１）」（令和 3 年 5 月 7 日）は令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時に、「水際対策強化に係る新たな措置（１２）」（令和 3 年 5 月 12 日）は令和 3 年 5 月 20 日午前 0 時に、それぞれ廃止する。

（注 3）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注 4）上記 1 及び 2 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注 5）上記 1 及び 2 の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記 2 の後段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 20 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記 2 後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・

地域について行うことに留意する。

(注6) 上記2の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(注7) 上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、パキスタン及びネパールを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

（以上）

令和３年５月２５日

インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域のうち、本措置に基づいて別途指定する一部の国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、追加的な強化措置として、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、これらの当該一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (注 1) 上記に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和３年５月 18 日）による変異株 B. 1. 617 指定国・地域への措置及び、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和３年 2 月 2 日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。
- (注 2) 上記に基づく変異株 B. 1. 617 指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和３年 5 月 18 日）の別添の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく一部の変異株 B. 1. 617 指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 4) 上記の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 28 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記の後段に基づく措置は、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブから再入国する在留資格保持者に対しては、令和 3 年 5 月 27 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和 3 年 5 月 18 日）の 2 の後段に基づく措置を継続し、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。
- (注 5) 上記の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和 3 年 5 月 13 日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和 3 年 5 月 19 日までに、スリランカから再入国する場合は令和 3 年 5 月 20 日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
- (注 6) 上記の後段に基づく措置は、指定日の 2 日後の午前 0 時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)

新型コロナウイルス変異株流行国・地域の指定の解除について

令和3年6月21日

1. 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」については、現在 29 か国・地域（※）が指定されているところですが、今般、下記の 4 の国・地域について、指定を解除することとします。

- (1) チェコ
- (2) ハンガリー
- (3) 米国（テネシー州、ミシガン州）
- (4) レバノン

（※） 29 か国・地域

アイルランド、アラブ首長国連邦、イタリア、インド、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ペルー、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、フランス、米国（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、ベルギー、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

2. 上記 4 の国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 6 月 24 日午前 0 時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととし、入国後 14 日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

以上

令和3年2月2日
令和3年6月21日最終改正

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和3年2月2日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.（２）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、英国、ブラジル（アマゾナス州）、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル（アマゾナス州を除く）、フランス、ベルギー	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時
エストニア、パキスタン、ルクセンブルク	令和3年3月17日	令和3年3月20日午前0時
ウクライナ、フィリピン	令和3年3月26日	令和3年3月29日午前0時
カナダ（オンタリオ州）、スペイン	令和3年4月6日	令和3年4月9日午前0時

米国（フロリダ州、ミネソタ州）、インド、ペルー	令和3年4月28日	令和3年5月1日午前0時
ネパール	令和3年5月12日	令和3年5月15日午前0時

※ イスラエルについては令和3年2月2日付け、スロバキアについては令和3年3月2日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、令和3年6月1日付けで解除した。ポーランドについては令和3年3月17日付け、フィンランドについては令和3年4月6日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、令和3年6月11日付けで解除した。

※ チェコ、ハンガリー、レバノンについては令和3年3月17日付け、米国（テネシー州、ミシガン州）については令和3年4月28日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年6月24日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

水際対策強化に係る新たな措置（８）

令和３年２月２日

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」（第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 18 日）資料 2）及び「国際的な人の往来の再開等（第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 7 月 22 日）資料 3）」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め（レジデンストラック）、14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和（ビジネストラック）し、並びに、「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域（以下「変異株流行国・地域」という）からの新規入国を拒否する。

2. 変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

- (1) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (2) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所

が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

(注 1) 上記 1～3 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和 2 年 12 月 23 日) 及び「水際対策強化に係る新たな措置 (2)」(令和 2 年 12 月 25 日) は、廃止する。

(注 2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

(注 3) 上記 1～3 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注 4) 上記 3 (2) に基づく措置は、令和 3 年 2 月 5 日午前 0 時 (日本時間) から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。

(以上)